



障害者郵便不正事件地裁判決特集

つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 146号 2010.9.10 発行 社会政策研究所

< 郵便不正事件 > 村木元局長無罪、検察主張認めず 大阪地裁

毎日新聞 2010年9月10日

入庁する村木被告 = 大阪市北区の大阪地裁前で2010年9月10日、三村政司撮影



実体のない障害者団体に、郵便料金割引制度の適用を認める偽証明書を作成したとして、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省元局長、村木厚子被告(54) = 起訴休職中 = に対する判決が10日午後、大阪地裁であった。横田信之裁判長は無罪(求刑・懲役1年6月)を言い渡した。

村木被告は昨年、大阪地検特捜部に逮捕、起訴された。検察側によると、村木被告は04年6月、部下の厚労省元係長、上村勉被告(41)に対し、自称障害者団体「凜(りん)の会」(解散)に郵便料金割引を認める偽証明書を作成するよう指示。厚労省内で同会代表、倉沢邦夫被告(74)に偽証明書を渡したとされた。村木被告の上司を通じて、石井一・民主党参院議員(76)から証明書を発行するよう口添えがあり、厚労省が組織ぐるみで偽証明書を作

たと検察側は主張した。

村木被告は「全く覚えがない」と逮捕時から一貫して無実を訴えた。今年1月に始まった公判で、証人出廷した厚労省職員7人全員が村木被告の関与を否定。捜査段階で村木被告の関与を認めていた証人からは「事実と違う供述調書に署名を強要された」と特捜部の捜査批判が続出した。

村木被告の指示で偽証明書を作成したとして起訴された上村被告は「自分1人でやった。村木さんの指示はない」と証言した。

検察側は、関係者が村木被告の関与を認めていた捜査段階の調書43通を証拠請求したが、横田裁判長は5月、「取り調べに問題がある。あらかじめストーリーを描き、検事が誘導した可能性が高い」として、上村被告の全調書など主要な34通の証拠採用を却下。村木被告の無罪判決は確実とみられていた。【日野行介】

厚労省・村木元局長に無罪判決 郵便不正事件で大阪地裁

朝日新聞 2010年9月10日

判決公判のため大阪地裁に入る村木厚子・元厚生労働省局長 = 10日午後1時38分、大阪市北区、飯塚晋一撮影

郵便割引制度をめぐる偽の証明書発行事件で、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省の元雇用均等・児童家庭局長、村木厚子被告(54)の判決公判が10日午後、大阪地裁で始まった。横田信之裁判長は、村木元局長に対し



て無罪（求刑懲役1年6カ月）を言い渡した。

判決理由の読み上げは同日夕まで続く見通し。横田裁判長は村木元局長を逮捕・起訴した大阪地検特捜部の取り調べ手法などを厳しく批判するとみられ、地検は今後、控訴するかどうか上級庁と慎重に協議するとみられる。

村木元局長は2004年6月、自称障害者団体「凜（りん）の会」（東京、現・白山会）が郵便割引制度の適用を受けるための偽の証明書を発行するよう、担当係長だった上村（かみむら）勉被告（41）＝同罪で起訴、公判中＝に指示したとして、昨年7月に起訴された。元局長は一貫して否認した。

検察側は今年1月の初公判で、証明書発行は凜の会元会長の倉沢邦夫被告（74）＝一審・同罪は無罪、検察側控訴＝が当時衆院議員だった石井一・参院議員（76）に証明書が発行されるよう頼み、石井議員が当時の障害保健福祉部長に口添えした「議員案件」だったと指摘。元部長の指示を受けた村木元局長（当時、企画課長）が上村被告に証明書を不正発行させたと主張した。

ところが、捜査段階で村木元局長の事件への関与を認めたとされる上村被告や元部長らが証人尋問で「調書はでっち上げた」「事件は壮大な虚構」などと説明を一転。横田裁判長は5月、検察側が立証の柱とした上村被告らの供述調書計43通のうち34通について「調書は検事の誘導で作られた」などと判断し、証拠採用しない決定をした。

窮地に追い込まれた検察側は6月、推論を重ねる手法で論告。倉沢元会長が「証明書は村木元局長からもらった」と説明した公判証言などを根拠に「元局長の指示はあったと考えるのが合理的だ」と主張し、懲役1年6カ月を求刑した。これに対して弁護側は「検察はストーリーに沿った調書を作成することに力を注ぎ、冤罪を発生させた」として無罪判決を求めている。

崩れた事件の構図 厚生労働省元局長に無罪の公算

関西テレビ 2010年9月9日

厚生労働省の元局長が偽の証明書を発行したとされる事件の裁判は10日、注目の判決を迎えます。検



察の取り調べの在り方が問題視され無罪の公算が大きくなる中、捜査の過程でなに



が起きていたのか振り返ります。

先月31日/東京 厚生労働省の元局長・村木厚子被告（54）。判決を10日後に控えた刑事事件の当事者とは思えないほど、穏やかな表情を浮かべていました。「検察のストーリーと事実は違ったものだったということは、裁判を通じて明らかにしてもらえた」（村木被告）

無罪判決の公算がきわめて大きくなっています。

村木被告は2004年、要件を満たさない障害者団体が郵便割引制度の適用を受けられるように偽の証明書を発行した罪に問われました。

去年4月。この発端はその郵便割引制度が悪用された一連の事件。

自称障害者団体「凜の会」の元会長・倉沢邦夫被告（74）を逮捕した大阪地検特捜部は押収した証拠からあることに目をつけました。

「初めから”石井”および”厚労省”について追及されました」(倉沢被告)

特捜部はこの2つのキーワードを柱に事件のストーリーを組み立てていきました。
これがその構図です。

倉沢被告から依頼を受けた民主党の石井一議員が証明書を発行するよう村木被告の上司に電話で口添え。上司の指示を受けた村木被告は議員への配慮から、部下の上村勉被告(41)に偽の証明書を作らせ、倉沢被告に直接手渡したというものでした。

特捜部は、上村被告と村木被告を相次いで逮捕。

メディアも連日、捜査の行方を報道しました。

「障害者団体の証明書偽造事件。逮捕された女性キャリアは全面否認を続けています」

「凜の会の元代表・倉沢容疑者は”村木容疑者に依頼して受け取った”と供述しています」

「偽造の実行役を担ったとされる上村容疑者は特捜部の調べに対し『証明書の発行は正規の手続きを踏まなくてもいいと、村木容疑者から言われた』と供述していることが分かりました」(当時の報道)

“村木被告の深い関与”

ストーリーに沿った言わば”完璧な”供述を次々と引き出していった特捜部。

「全く身に覚えのないことですので、どうしてそういう罪で私が起訴されたのか全く分かりません」(村木被告)

共犯とされた関係者の中で一貫して無罪を主張していたのは村木被告だけでした。

しかし裁判が始まると、状況は一変します。

捜査段階で村木被告の関与を認めていた人たちが相次いで供述を翻したのです。

「議員から電話を受けたことも、村木被告に対応を指示したことも、正確な記憶ではありません。事件は検察が描いた壮大な虚構です」

(村木被告の元上司の証言)

「私が一人でやりました。村木被告とのやりとりは検察のでっちあげです」

(上村被告の証言)

上村被告はときおり涙で言葉を詰まらせながら、検察の強引な取り調べについて証言しました。



(以下、検察の取り調べを取材に基づき再現)

「記憶があいまいなから、関係者の供述を総合して考えるのが一番合理的でしょ。

多数決みたいなもんだから私に任せてください」

(検事)

また村木被告自身も全く話していない内容の調書を読み上げられ、

サインを迫られたと証言しました。

「『私は上村さんに大変申し訳なく思っています。

私の指示が引き金で、今度の事件が起きてしまいま

した。

私は大変責任を感じています』この調書にサインしませんか？」(検事)

「サインできません」(村木被告)

法廷で、次々と明らかにされた取り調べの実態。それでも検察幹部は強気の姿勢を崩しませんでした。

「厚労省の役人が本当のことを言うはずがない。組織ぐるみで村木を守ろうとしているだけだ。」

(検察幹部)



しかし、供述を翻したのは厚労省の関係者だけではありません。

「倉沢被告とともに石井議員の事務所を訪ねた」とされた「凜の会」の元会員・木村英雄さん。調書にサインせざるをえなかった経緯をこう話します。

「私が否定すると、立ち上がって机をたたき、大きな声でそうじゃねえだろう、こうだろうと、押し付けてくる。検事さん、それはあなたの作文でしょ、私は言ってませんよそんなことは、と。いやいいんだよ、こういうことなんだよと。8時間くらいの（取り調べの）中で強引に押し付けてくる」（木村さん）

東京地検特捜部の経験もある郷原信郎弁護士は「一度ストーリーを固めてしまうと修正できないところ」に、特捜部の本質的な問題があると指摘します。

「特捜検察が扱う事件は捜査をすること自体が社会に対して非常に大きな影響を与えるから、検察内でかなり慎重な捜査方針決定の手続きがとられる。

途中でどうもこれは違っていたという事になっても、一度あるストーリーを前提にして首脳部のゴーサインをもらっていると、なかなかそれは違っていましたということが言いにくい」（郷原弁護士）

さらに裁判では供述を裏付けるはずの「客観的な事実」にもほころびが見つかりました。凜の会のメンバーが東京の石井議員の事務所を訪ね、口添えを依頼したとされる”事件の始まりの日”。当の石井議員はなんと千葉県成田市のゴルフ場にいたことが分かったのです。

「犯人扱いですからね。頭から、事実無根の問題で。ないものはないんですけど、それ以上に弁解できんでしょう」（石井議員）

「出発点から嘘だったの？話の初めから事実と違ってたわけ？これは本当に体の力が抜ける感じでした」（村木被告）

裁判を通じて、検察捜査そのものに対する信頼が失われていきました。

「供述調書は誘導によって作られた。検察官の意図に合わせて調書を作ろうとする姿勢が窺われる」

裁判長はこう取り調べの在り方を批判し、検察が立証の柱としてきた倉沢被告と上村被告の供述調書全てを証拠として認めないと決めたのです。

「事実上これによって、無罪判決が出ることは動かしがたい」（村木被告弁護団）

検察にとっては想定外の、厳しすぎる決定でした。「けしからん。裁判所は間違っている」

（検察幹部）「正直、控訴審で勝負するしかない」（別の検察幹部）

窮地に追い込まれた検察側は残された数少ない調書や公判での証言をもとに推論と憶測を重ね懲役1年6ヵ月を求刑しました。

判決を目前に控え村木被告は今、不思議と落ち着いた気持ちだといいます。

「判決については弁護団に支えられてここまで戦ってきたからいい結果が出ると信じています。無実であることの証として、いたはずの場所に立ちたい。

もといいた場所に立たせてほしいという思いはあります」（村木被告）

判決は10日午後2時に言い渡されます。



たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行